

事務所通信

2014年11月号 No.113



(蓮華 白池)

CONTENTS

- | | | | |
|-------------------------|----|-------------------|----|
| ● 所長コメント
…「燃える闘魂」の経営 | P1 | ● 通勤手当の非課税限度額の引上げ | P4 |
| ● 住宅借入金特別控除 | P2 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 年金記録の確認について | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

「燃える闘魂」の経営

先月号にJALの整備工場の見学のことを書きましたが、その時に立て直しのことを書いた本を何冊か買ってきました。稲盛さんは着任早々幹部を集め「常に明るく前向きに。そして仕事は楽しく」と説いたことをお知らせしましたが、「燃える闘魂」の必要性についても説いています。

1、経営に求められる闘争心

わたしは、中小企業の経営者たちに、「経営ぐらい、ボクシング・レスリング・相撲などの格闘技にも似た闘争心が必要なものはない」とよく言っています。

なぜなら、必ずしも十分な経営資源を備えた企業ばかりではない。そのような中小企業が厳しい企業間競争に打ち勝つためには、燃えるような闘魂が不可欠だからです。

2、自分に勝つ

「不言実行」と昔からよく言われます。しかし、不言実行というのはインチキができるのです。経営では、社長が「こうしたい」と公言する。公言すると引っ込みがつかなくなる。その引っ込みがつかなくなるところに、敢えて自分を追い込むのです。追い込んで、自分が言った目標を果たすように、懸命に努力する。果たせなかったら潔く、「わたしの努力が足りませんでした。来年もう一回がんばります」と言いましょ。

3、勝利まで戦い抜く

人が「決してできない、やれるわけがない」と常識で考えていることであっても、果敢に挑戦し、誰にも負けない努力を払い、日々凄まじい根性をもって、創意工夫を繰り返し、取り組んでいく。経営者にはそういった、勝利を収めるまで果てしなく闘い抜くような闘魂が、絶対に必要なのです。

4、経営目標を共有する

経営者の意志の表れである経営目標を従業員と共有しつつ、その実現に向かって、従業員のやる気を燃え立たせることができるならば、企業は必ずや経営目標を達成し、成長発展を遂げていくことができる。経営者の「燃える闘魂」が従業員に転移することで、企業全体が、「燃える闘魂」をもった集団となり、不可能だと思われるような経営目標でも実現可能になるのです。

5、命を賭して集団を守る

経営者には「命を賭して従業員と企業を守る」といった気概と責任感が必要不可欠である。自分の会社、従業員を何としても守る、という強い責任感を経営者が持てば、腹はすわってくる。もともとは柔弱でケンカもしたことがなく、闘魂のかけらも見受けられない人間であっても、ひとたび経営者となった瞬間に、多くの従業員を守るために敢然と奮い立つ。そのような経営者でなければ、従業員の信頼を得ることはできません。



住宅借入金特別控除

住宅借入金特別控除を受けるためには「住宅借入金等特別控除申告書」等を勤務先に提出する必要があります。

なお、最初の年分については確定申告により控除の適用を受ける必要があります。

〈主な要件と添付書類〉

添付書類	入手・依頼先	確認事項
○住民票の写し	市区町村	自ら居住（6ヶ月以内）
○残高証明書	金融機関等	住宅ローン残高
○登記事項証明書 ○請負（売買）契約書等	法務局 本人	取得年月日 住宅取得の対価の額 床面積（50㎡以上）
○給与等の源泉徴収票等	職場	所得税額等
（中古住宅の場合） 以下のいずれか ○耐震基準適合証明書 ○既存住宅性能評価書 ○既存住宅売買瑕疵保険 の付保証書	建築士等 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人	耐震性を有すること

※この他、土地の取得に関わる借入がある場合は土地の登記事項証明書や契約書が必要となります。

※長期優良住宅や低炭素住宅の優遇措置を申請する場合はその証明書が必要となります。

(1) 最初の年分の手続き

確定申告書に必要事項を記入し、上記の書類を添付して、税務署に提出します。サラリーマンの場合、会社から交付を受けた源泉徴収票（住宅借入金等特別控除を受ける年の分）の添付が必要です。

(2) 2年目以後の手続

サラリーマンの場合、2年目以後の住宅借入金等特別控除は年末調整で受けることができます。そのためには、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」、「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」（税務署から送付されます）、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（金融機関から送付されます）を会社に提出する必要があります。サラリーマン以外の方は、確定申告書に所定事項を記入して、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を添付することにより、控除が受けられます。

年金記録の確認について

年金記録問題解決のため、日本年金機構より『ねんきん定期便』などで確認依頼がこれまでできているかと思いますが、いまだ持ち主が確認できていない記録が2,200万件あるとのことです。自分の年金記録に『漏れ』や誤り等ご心配のある方は、以下の方法で確認することができます。(以下は、日本年金機構のホームページよりの抜粋)

1. 年金記録が手元にある場合

▼下記の「メモ欄」に思い当たる期間、思い当たる状況を記入例をご参照のうえ、ご記入ください。

記入例	思い当たる期間	思い当たる状況 (事業所名・当時の勤務場所・お住まい、その他調査の参考となる事項)
	S.45.4～S.46.3	杉並区高井戸西で〇〇株式会社(事業主:年金太郎)に勤めていた
	S.58.9～S.59.3	標準報酬額が126千円となっているが、160千円だった
メモ欄	思い当たる期間	思い当たる状況 (事業所名・当時の勤務場所・お住まい、その他調査の参考となる事項)

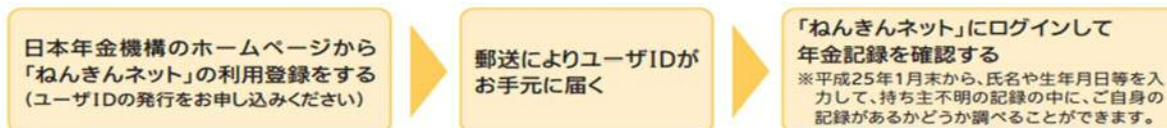
▼下記の枠内に、基礎年金番号または年金証書番号など、必要事項をすべてご記入ください。

基礎年金番号 または 年金証書番号	(フリガナ) 氏名	(フリガナ) 旧姓
生年月日	年号の□に「レ」印をつけてください	年 月 日
住所	〒 -	電話番号 ()

※ご相談の際には、ご自身の年金手帳(お持ちでない場合は身分証明書)をご持参ください。なお、ご本人ではなく代理の方がお越しの場合は、委任状と代理の方の身分証明書も併せてご持参ください。

2. 年金記録が手元にない場合

(1) 「ねんきんネット」に登録する。



詳細については、日本年金機構のHPにて確認できます。 http://www.nenkin.go.jp/n/www/n_net/

(2) 「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」で申し込む。

専用ダイヤルにお電話いただき、「ねんきんネット」の年金記録の送付をお申し込みください。▶後日、郵送いたします。

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル	※050または070から始まる電話で おかけになる場合▶03-6700-1144
0570-058-555	
●受付日時 月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:00～17:00	
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。	

通勤手当の非課税限度額の引上げ

平成26年10月17日付で、長らく改正のなかった通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

改正後の非課税限度額は、**平成26年4月1日以降**に受けるべき通勤手当について適用されます。

10月以前にすでに給与の支給が済んでいる分については、**それまでの分の再計算はせず**に、**年末調整の際に精算**する事になりますのでご注意ください。

マイカーなどで通勤している人の非課税となる1ヶ月当たりの限度額の表		
片道の通勤距離	1ヶ月当たりの限度額	
	改正前	改正後
2 km未満	(全額課税)	(全額課税)
2 km以上10 km未満	4,100 円	4,200 円
10 km以上15 km未満	6,500 円	7,100 円
15 km以上25 km未満	11,300 円	12,900 円
25 km以上35 km未満	16,100 円	18,700 円
35 km以上45 km未満	20,900 円	24,400 円
45 km以上55 km未満	24,500 円	28,000 円
55 km以上	24,500 円	31,600 円

Q 接待飲食費については、所定の事項を帳簿書類に記載することとされていますが、具体的にはどのような事項を記載することとなりますか。

また、帳簿書類への記載事項について、注意すべき点はありますか。

A 接待飲食費については、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内飲食費を除きます。）で、かつ、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類（総勘定元帳や飲食店等から受け取った領収書、請求書等が該当します。）に、飲食費であることを明らかにするために次の事項を記載する必要があります。

イ 飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日

ロ 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係

ハ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地

ニ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

上記ロは、社内飲食費でないことを明らかにするためのものであり、原則として、飲食等を行った相手方である社外の得意先等に関する事項を「〇〇会社・□□部、△△◇◇（氏名）、卸売先」というようにして相手方の氏名や名称の全てを記載する必要があります。

ただし、相手方の氏名について、その一部が不明の場合や多数参加したような場合には、その参加者が真正である限りにおいて、「〇〇会社・□□部、△△◇◇（氏名）部長他10名、卸売先」という記載であっても差し支えありません（氏名の一部又は全部が相当の理由があることにより明らかでないときには、記載を省略して差し支えありません。）。

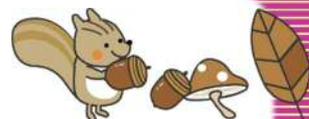
なお、接待飲食費の範囲は、交際費等の範囲から除くことができる一人当たり5,000円以下の飲食等のために要する費用（以下「少額飲食費」といいます。）の対象となる飲食費と同じ範囲となります。このため、上記イ～ニの帳簿書類への記載事項についても、少額飲食費の記載事項と同様としつつ、一人当たり金額基準の判定のための「飲食等に係る飲食等に参加した者の数」の記載は要しないこととされています。

また、上記イ～ニの記載事項が記載された書類の保存は、帳簿書類として法人税法の規定に従って、7年間行うこととなりますのでご注意ください。

研修予定

日 時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
11月21日（金） 午後6時00分～	テルモ経営研究会 中小企業の為の経営分析のポイント	加藤輝守税理士事務所 2F セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円
12月3日（水）	一日公庫	加藤輝守税理士事務所2F	—	—

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関に認定されました！！



経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ
 - ②低金利での融資制度
 - ③各種補助金制度
 - ④商業・サービス業等投資減税制度
- などが挙げられます。ぜひご利用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇



焼き芋は今も昔も人気だが、江戸時代「焼き芋屋」は焼き芋を
「八里半」あるいは「十三里」といって売っていた。
焼き芋は栗（九里）に近い旨さがあるから「八里半」、
いや栗（九里）より（四里）ずっとうまいというわけで「十三里」とも呼んでいた。



教育モチベーションカレンダーより

（担当：ひろかわ）



休日カレンダー



11月(霜月) November

日	月	火	水	木	金	土
						1 原・田中
2	3 文化の日	4	5	6	7	8 斉藤・青木
9	10	11	12	13	14	15 倉又・丸田
16	17	18	19	20	21 テルモ経営研究会	22 山口・畑
23 勤労感謝の日	24 振替休日	25	26	27	28	29
30						

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

11月の税務

- 11月10日 平成26年10月分の源泉所得税・住民税の納付
- 11月 個人事業税の納付(第2期分)の納付
- 12月1日 所得税予定納税額(第2期分)の納付
平成26年9月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付
平成27年3月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付
平成27年6月、平成26年12月決算法人の消費税の中間申告、納付
- 11月30日 11月決算法人で平成26年12月開始事業年度(課税期間)から消費税の簡易課税制度を適用する場合、または適用を取りやめる場合



◆◆ あとがき ◆◆

今年もあと2か月をきりました。

1年がすぎるスピードがジェットコースターのように！！

同じ日、同じ時間をみなさんと過ごしているのに本当に不思議です。

今年も残りわずかとなってきました。

1日1日を大事に有意義な日を過ごしていきたいと思います。

〈 原 〉